

電波有効利用の促進に関する検討会(第3回会合)議事要旨

1 日時

平成 24 年 5 月 24 日(木)16 時 30 分－18 時 30 分

2 場所

総務省地下2階 講堂

3 出席者(敬称略)

(構成員:50 音順、敬称略)

岩瀬大輔、木村たま代、熊谷博、関口博正、土居範久(座長)、服部武(座長代理)、林秀弥、藤原洋、水越尚子、森川博之、湧口清隆、横澤誠、吉川尚宏

(総務省)

松崎総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、竹内電波政策課長、川崎基幹通信課長、田原移動通信課長、巻口衛星移動通信課長、丹代電波環境課長、荻原電波利用料企画室長、星監視管理室長、内藤企画官、菅田企画官

4 配布資料

- 資料3－1 M2M の成長戦略と電波利用料問題【吉川構成員】
- 資料3－2 電磁波利用における EMC(電磁両立性)の確保【熊谷構成員】
- 資料3－3 ワイヤレス電力伝送技術による社会貢献とその実用化に向けた検討課題【ブロードバンドワイヤレスフォーラム】
- 資料3－4 電波の有効利用の促進に向けた検討課題の意見【日本自動車研究所】
- 資料3－5 電波有効利用の促進に関する検討会【NTT ドコモ】
- 資料3－6 電波の有効利用の促進に向けた検討課題への主要意見【KDDI】
- 資料3－7 電波の有効利用の促進に向けた検討課題【ソフトバンクモバイル】
- 資料3－8 電波有効利用の促進に関する検討会【イー・アクセス】
- 資料3－9 ワイヤレスシステムの規律の在り方と高度化・普及の促進について【情報通信ネットワーク産業協会】
- 資料3－10 電波の有効利用の促進に向けた検討課題に対する意見【スカパーJSAT】
- 参考資料3－1 ヒアリング対象者の電波の有効利用促進に関する意見募集の結果

5 議事概要

(1) 開会

- 松崎総務副大臣から開会の挨拶が行われた。
- 森田総務大臣政務官から開会の挨拶が行われた。

(2) 議事

① 構成員からの発表

- ・ 資料3-1に基づいて、吉川構成員より説明が行われた。
- ・ 資料3-2に基づいて、熊谷構成員より説明が行われた。

② 意見提出者からのヒアリング

- ・ 意見提出者から、それぞれ提出意見の内容について説明が行われた。

③ 意見交換

- ・ 吉川構成員、熊谷構成員の発表、意見提出者からのヒアリングに対して意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。

(横澤構成員)

法規制のみに頼らず、規範、市場原理あるいは新しい仕組みの活用等が事業者からの意見で多く出ており、こういった流れは賛成である。しかし、逆にブースターの問題のように、今まで規律が無かった部分に規律を適用するといった事も重要。これらの問題について、5年、10年かけて長期的に検討していくべきものなのか、速やかに行うべきものはあるのか。

(情報通信ネットワーク産業協会)

基準認証制度の見直しは、端的に解決できるものがあれば望ましいが、色々な利害が錯綜しており、まずは、課題を検討する場を設置して進めていくことが適当と考える。

(座長)

本検討会において検討していくべき事項であり、どの時点でどのような解決策が必要なのか、検討が求められる。

(林構成員)

ドコモ、ソフトバンクモバイルの意見で、帯域に応じた電波利用料の課金を提案されているが、現行の電波共益事務は、税とも公物使用料とも異なる点に留意すべきではないか。すなわち、電波利用料は、無線局の登録免許税とは異なり、使途は特

定されている。また、電波利用料は、道路占有料のような公物使用料と異なり、公物利用の対価として、占有者が受ける利益の徴収という性格をもつものではなく、いわば電波利用共益事務という行政サービスの対価として、その実費を徴収するものである。この電波利用料の法的性格を考えると、両社の御提案は、受益と負担の関係を乖離させる懸念はないか。

(ドコモ)

現行では、端末の数が増える程、電波利用料負担が大きくなる。電波を有効利用すればするほど経済的負担が大きくなるという矛盾になっている。このため、電波を有効に利用することによって無線局あたりの電波利用料負担を減らす提案をさせていただいた。

(ソフトバンクモバイル)

電波利用料は使途に基づき徴収額が決まるという現行制度を前提とすれば、電波利用共益事務費用が反映された料額となり、問題は起きないのでないかと考える。

(森川構成員)

全ての無線局のデータを入力し、各周波数帯及び地域の利用状況が評価・分析・加工が出来るデータベースを新たに導入するというソフトバンクモバイルの見える化の提案は重要。

今も総務省では電波の利用状況調査をやられているが、見る気にならない。是非、第3者が使える形に作って頂きたい。総務省では電波監視のためのシステムも所有しており、これをこの利用状況調査にも活用したらどうか。

(藤原構成員)

3点質問がある。1点目はソフトバンクモバイルの見える化について、非常に重要なと思うが、実現のためにどのような財源を想定されているのか。

2点目は、KDDIの資料の3ページ。電波利用料を財源として民間に委託と書かれているが、具体的にはどういう民間組織を想定されておられるのか。

3点目は、情報通信ネットワーク産業協会はリテラシー向上が重要とされているが、具体的にはどのようなリテラシー向上を要望されているのか。

(ソフトバンクモバイル)

財源については、先ほどの回答と重複する部分もあるが、現行の電波利用料は使途に基づき徴収額が決まる。見える化についても、いくら必要となるのかを予め明

確に算出しておけばよいのではないかと考える。

(KDDI)

今の段階で具体的なイメージはない。

(情報通信ネットワーク産業協会)

例えば、スマートフォンの利用が拡大しており、セキュリティ上の問題も懸念されているが、従来からの携帯電話の延長線での取り組みが多く、対策が非常に遅れている。一気に法規制をするのではなく、利用者のリテラシーから底上げしないといけないと考えている。そういう点から取り組んでいくことが考えられる。

(座長代理)

現行制度が昔の考え方に基づいており、抜本的な改革、現状に合わせた様々な考え方を取り入れていくということに賛成である。

研究開発分野への利用料使途拡大については、目的をよく考える必要がある。いわゆるシステム化のために使われることには賛成できないが、基礎的な電波利用全般に関わるような研究については、是非取り組んでいただきたい。

また、直近の問題として 700MHz 帯の再編において、ブースター問題が大変大きな問題と認識。干渉が発生するのであれば、どうやって解決するのか、また将来的な周波数再編を見据えた場合に同様のケースが生じるのか、それを防ぐために受信設備までに新しい基準を設けるか、相当慎重に考える必要があると考える。

(木村構成委員)

基準認証制度の見直しについて、ユーザの立場では、メーカーが基準を守っていると信じて利用するしかない。情報通信ネットワーク産業協会の資料の4ページ目の、海外の基準認証制度を参考にして日本の実情に合わせるべきとは、具体的にはどういう意味か。

(情報通信ネットワーク産業協会)

具体的に申し上げるのは大変難しい。海外の基準については参考2にまとめてい るが、各国の制度をそのまま導入するのではなく、日本の今までの枠組みを活かしながら、発展させるために意見が言える場を設けることが必要である。

(湧口構成員)

資料3-7の4ページ目の電波の見える化について、免許不要局を含めた全ての無線局の登録費用を、全ての無線局で公平に負担すべきとの意見があつたが、具

体的なアイデアはあるのか。

(ソフトバンクモバイル)

今日の時点で具体的なアイデアはなく、あくまで理想的な考えを記載したもの。

免許不要局を含め、どの周波数帯で誰が無線局を使用しているのかを確認できなければ、最終的にその周波数帯での周波数再編は困難となり、国民全体の非常に大きな不利益になる。

例えば、販売時に5年間の契約期限を決めるといった、何か入口のところで登録する仕組みを作るような必要があると考えている。

(座長)

ネットで売買されているようなものもあり、なかなか悩ましい。どこまで捕捉できるかという問題もついてくる。一方で電波監視をきちんと行うべきという意見もあった。データベースの話は極めて重要な話と思う。

(関口構成員)

吉川構成員の発表について、M2M は ARPU が低いことに対する負担感の問題、グローバル化により利用料を支払った端末が海外で使われる等で受益と負担のバランスが崩れるとの2点の問題提起と考えて良いか。

(吉川構成員)

そのように理解していただいて問題ない。

ARPU が低いが今後数が多く出ると想定される M2M に対し、どのような利用料体系が望ましいか問題となる。また、M2M に対する海外の利用料が安いということであれば、そのような問題が出てくると考える。

(座長代理)

先ほどの各事業者からの意見において、ブースターの問題は非常に心配。放送のブースターという意味では、地デジ化における様々な対策と、ある意味では共通するのではないか。

電波利用料をブースター対策に使い、事業者負担を公平にすることも考えていくべきだと思う。ブースター対策は、相当な規模になると聞いている。これに対し、新たな電波を使用するという観点から、具体的な考え方が決まっているのか、あるいは今後の検討課題として考えているのか確認させていただきたい。

(事務局)

700MHz 帯携帯電話については、明日まで開設計画に係る認定申請を受け付けているところ。今回の 700MHz 帯については、ブースター対策は認定開設事業者の負担で行うこととしている。

しかしながら、一方で将来的な周波数再編を考えた場合、予め必要な規律を見直すことで、今回のような問題を未然に防ぎ、負担を軽減することが可能になるのではないかと考えている。是非、本検討会においてご議論をお願いしたい。

(座長)

本日のヒアリングは、携帯電話事業者等、通信事業者側の意見が多かったため、次回は NHK と民間放送といった放送事業者側の意見も聞かせていただけないか。

(事務局)

次回会合にて対応できるよう、調整させていただきたい。

④ その他

事務局より今後のスケジュールについて説明があった。

- ・ 第4回については6月5日(火)16時からを予定。
- ・ 開催場所等、詳細は改めて事務局より連絡。

(3) 閉会

以 上